

農業委員会総会議事録

第11回農業委員会

1. 開会日時 平成28年2月18日(木) 午前9時30分
2. 閉会日時 平成28年2月18日(木) 午前10時30分
3. 場 所 豊山町役場 3階 会議室3

4. 出席者

委員(全16人中15人出席)

出席者	1番 柴田勝美	9番 河村初男
	2番 林 勝己	10番 河村秋雄
	3番 岡島長利	11番 坪井 茂
	4番 石黒隆夫	12番 尾野康雄
	5番 安藤修一	14番 坪井弘美
	6番 稲垣信義	15番 河村活敏
	7番 坪井邦夫	16番 安藤丁士
	8番 丹羽明生	
欠席者	13番 安藤茂市	

事務局 2名

事務局長 櫻井 建設課長

事務局員 霜越 主事

5. 会議日程

- ① 開 会
- ② 会長挨拶
- ③ 議事録署名者選出
- ④ 議案

(1) 賃借料情報の決定・公表について

- (2) 下限面積の決定・公表について
- (3) 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
- (4) 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
- ⑤ 報告事項
 - (1) 農地法第3条届出受理状況について
 - (2) 農地法第4条届出受理状況について
 - (3) 農地法第5条届出受理状況について
 - (4) 農地法第18条通知について
- ⑥ その他

6. 配布資料

- ①議案第9号 賃借料情報の設定について
- ②議案第10号 下限面積の設定について
- ③議案第11号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
- ④議案第12号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
- ⑤資料1 農地法第3条関係（届出）
- ⑥資料2 農地法第4条関係（届出）
- ⑦資料3 農地法第5条関係（届出）
- ⑧資料4 農地法第18条関係（通知）

7. 議事内容

【開会】

事務局長

本日はご多忙にも関わらず、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。定刻になりましたので只今より平成27年度第11回豊山町農業委員会総会を開催いたします。資料は事前に郵送したもののほかに「議案第9号 賃借料情報について」「議案第10号 下限面積の設定について」、「議案第11号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」、「議案第12号 平成28年度の

目標及びその達成に向けた活動計画」を配布させていただいております。ご確認ください。

それでは始めに、会長よりごあいさつ申し上げます。

【あいさつ】

安藤会長

おはようございます。昼は10度くらいには上がるようになりましたが、朝夕になると冷え込みは一段と厳しい。今朝はマイナスの温度になりました。寒が戻ってくるといいますか、雪が降り段々と水取りが済みますと春がくるでしょう。そしてお雛様の飾り付けが慌てて始まる季節になってきます。昔は暖かくなるのが早いと麦には良くないと言いますが、近年では麦も作っていないということでございます。この2週間ほどは、インフルエンザが猛威を奮っているということで、色々な警報が出ているということです。皆様健康には注意していただいて、緑のある豊山を守っていくために頑張っていきましょう。今日もよろしく申し上げます。

【出席人数確認】

安藤会長

それでは、まず欠席者ですが、13番の安藤茂市委員です。よって農業委員16名中現在出席者15名で定足数に達しておりますので、ただ今から農業委員会総会を開会します。

【議事録署名者指名】

安藤会長

本日議事録署名員でございますが12番の尾野康雄委員と14番の坪井弘美委員を議事録署名者に指名しますのでよろしく願いいたします。

安藤会長

それでは只今より議事に入りたいと思います。本日の議案は4件で

ございます。それでは、議案について、事務局から説明を求めます。

事務局員

それでは、議案の「賃借料の決定・公表について」のご説明をいたします。

【賃借料情報 賃借料情報の公表についての説明】

賃借料情報と書かれている資料をご確認ください。次のページに農地法の該当条文を掲載させていただきました。農業委員会の情報提供について定められております。これは、以前は、標準小作料を定めて公表しておりましたが、この制度が廃止されまして、平成22年度から設けられた制度で実際の貸借料等の実態を公表するものです。本町では、昨年全く貸借の実績がありませんでしたので、愛知県内市町村の平均値を公表することについて同意を求めるものです。

よろしくご審議をお願いします。

安藤会長

賃借料情報の公表についての説明が終わりました。

ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

A委員

平成25年に比べると水稻作の数値が大きく減っていますが、これはどういうことでしょうか。

事務局員

たまにあるのですが、豊山町では実績がないため愛知県内の市町村の平均値を公表しているのです、1つの市町村で数値が上がってしまうと平成25年のような状態になってしまいます。

A委員

わかりました。

B委員

平成27年のものはどれくらいでしょうか。

事務局員

先程も説明しましたが、豊山町では愛知県内にある市町村の平均をとっています。独自で公表している市町村の数値がある程度出てからでないと平均値がとれないため平成27年のものはまだ集計ができません。

B委員

見込みのようなものもわかりませんか。平均値ですと結果しかわからないので最近の動向のような推定値のようなものはないのでしょうか。

事務局員

豊山町では平均値しか公表していません。賃借料は貸し借りの当事者同士が決めていくことであり、今回のものはあくまでも参考程度と考えて下さい。

安藤会長

他に質問等ありませんので、議案の賃借料情報の公表について、事務局案に賛成の方の挙手を求めます。

『全員賛成』

安藤会長

全員賛成と認めます。続いて2つ目の議案について説明をお願いします。

事務局員

議案第10号 「下限面積の決定・公表について」をご説明申し上げ

げます。

【下限面積の決定・公表について、議案第10号に基づき説明】

下限面積とは、農地法第3条第2項第5号に規定される「別段面積」といわれるものです。「農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段の面積」というのは、いわゆる農地取得の際の要件の下限面積のことです。経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われなことが想定されることから許可後の面積が一定規模以上でないと許可されないとするものです。この面積については、農地法で北海道は2ヘクタール、都府県は50アールとされています。参考に議案第10号をご確認ください。裏面に農地法（3条抜粋）という資料があると思いますが、その枠で囲った部分に規定されています。改正前の農地法では、地域の状況に応じて、県が別に定めることができるとされていて、豊山町の場合はその面積が2反（20アール）だったのですが、新法施行により、農業委員会が定めることとされました。そのため、平成21年11月に農業委員会でこの面積をどうするかということをご審議いただき、県が定めた2反を踏襲することとされました。また、新法の施行と国の事業仕分け作業の中で、国から「農業委員会の適正な事務実施について」という通知文（いわゆる適正化通知）が出され、その中で、毎年下限面積を検討することとされていますので、提案させていただきました。昨年と何ら状況が変わっていませんので、本日配布しました議案第10号のとおり、現行の2反のままとするのが適切であると事務局では考えています。よろしくご審議をお願いします。

以上で説明を終わります。

安藤会長

事務局の提案説明が終わりました。

ここで、質疑・意見のある方は発言して下さい。

C委員

異議はありません。

安藤会長

質疑・意見もないようですので採決に移ります。

議案第10号 下限面積の決定・公表について、事務局案に賛成の方の挙手を求めます。

『全員賛成』

安藤会長

全員賛成と認めます。続いて、3つ目の議案の説明を事務局に求めます。

事務局員

3つ目と4つ目の議題、議案11号、第12号は関連がありますので、一括で提案させていただきます。

【議案第11号・12号、平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案、平成28年度活動計画案の説明】

この点検・評価案と活動計画案は、平成21年12月の農地法の改正に伴い、事務の透明性や目標を持った活動の実施を図るため、農業委員会が策定するもので、概ね1ヶ月公表し、意見募集を行い、意見反映をした上で策定するものです。事務局で案を作成しましたが、この中で遊休農地の部分や違反転用については、正式に法に則って処理している案件が現在のところありませんので、空欄の部分が多くなっております。よろしくご審議をお願いします。

安藤会長

議案第11号・12号 平成27年度の点検・評価案について、平成28年度活動計画案の説明が終わりました。

ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

『委員からの発言なし』

安藤会長

質疑・意見もないようですので採決に移ります。

議案第11号・12号の平成27年度の点検・評価案と平成28年度活動計画案に賛成の方の挙手を求めます。

『全員賛成』

安藤会長

全員賛成と認めます。よって、この案を公表することとします。

【報告事項】

安藤会長

続きまして報告事項の農地法3条・4条・5条の届出受理状況、18条の通知について事務局の説明を求めます。

事務局員

はい、3条・4条・5条の届出受理状況、18条の通知について、ご説明します。

まず始めに3条届出です。3条届出は、相続等による農地の権利移動の届出です。

【資料1 農地法第3条届出受理状況朗読】

続いて4条届出です。4条届出は、市街化区域内の権利移動を伴わない転用の届出です。

【資料2 農地法第4条届出受理状況朗読】

続いて5条届出です。5条届出は、市街化区域内の権利移動を伴う

転用の届出です。

【資料3 農地法第5条届出受理状況朗読】

続いて18条通知についてです。18条通知は、農地の賃貸借契約を合意により解約した際の当事者から農業委員会への通知書です。

【資料4 農地法第18条通知書朗読】

以上で、3条・4条・5条の届出受理状況、18条の通知説明を終わります。

安藤会長

農地法第3条・4条・5条届出受理状況、18条の通知の報告等の説明が終わりました。

ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

『委員からの発言なし』

安藤会長

質問等もありませんので、報告事項の農地法第3条・4条・5条届出受理状況、18条の通知についての報告を終了いたします。

【閉会】

安藤会長

以上で、本日の農業委員会総会の全ての日程を終えましたので、終了とさせていただきます。事務局からその他、何かありますか。

8. その他

事務局

(事務局からの事務連絡等は以下のとおり)

(1) 次回の会議について、以下のとおり案内。

日時：平成28年3月17日（木）午前9時30分開始

場所：役場2階 会議室1

資料：3月3日頃郵送予定。

(2) 個人情報を含む資料については、事務局でシュレッダー処理して廃棄する旨案内。

(午前10時30分終了)

9. 農地転用件数

1月農地転用件数				農地転用累計				
農地法適用条項	件数	面積㎡	地区	農地法適用条項	件数	面積㎡		
3条	許可	1	1,620.00	青山	3条	許可	1	1,620.00
		0	0.00	豊場			届出	5
	届出	4	11,303.00	青山				
		1	1,744.00	豊場				
4条	許可	0	0.00	青山	4条	許可	0	0.00
		0	0.00	豊場			届出	1
	届出	1	493.98	青山				
		0	0.00	豊場				
5条	許可	0	0.00	青山	5条	許可	0	0.00
		0	0.00	豊場			届出	5
	届出	2	979.00	青山				
		3	2,414.00	豊場				

※ 累計については平成28年1月～平成28年12月(再申請分を含む)

議事録署名人 (会長及び出席委員2名)

※ この議事録は概要版です。正式な議事録は、建設課土木・農政係の窓口で縦覧することができます。